



2019年1月4日号

目次

(W&B No. 201901CY)

1. 最高人民法院による知識産権法庭の若干問題に関する規定 法釈〔2018〕22号(2018年12月27日公布、2019年1月1日施行)
2. 最高人民法院による知的財産権紛争での保全(仮差止)事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定 法釈〔2018〕21号(2018年12月13日公布、2019年1月1日施行)
3. 中国商標役務分類表の2019年改正内容(2018年12月25日公示、2019年1月1日適用)



新年あけましておめでとうございます。

新年2019年1月を迎え、早々に新法の導入や法律改正の適用が数多く、1月1日施行だけでも下記の通りです。

1. 電子商取引法
2. 特許等知的財産権訴訟第二審手続き変更の決定
3. 知識産権法庭の若干問題に関する規定
4. 知的財産権紛争での保全(仮差止)事件の審理に関する規定

本誌を含め既にご紹介済みではありますが、他にも特許法の改正などが目白押しに公布される予定のため、中国での知的財産権権利行使にかかる制度変更や体制変更に伴う対応には少し工夫を要することになりそうな一年になります。各位には十分にご注目ご検討でのご活用をお勧めします。

【1】 最高人民法院による知識産権法庭の若干問題に関する規定〔法釈 2018〕22号 (2018年12月27日公布、2019年1月1日施行)

本ニュースレター11月2日付 W&B No. 201809CY でご紹介した最高人民法院の10月27日付の「特許等知的財産権訴訟手続きの若干の問題に関する決定」で設立され、特許権など訴訟専門第二審である最高人民法院内の「知的財産法庭」の設置とその役割を明確にする規定が2018年12月27日付公布されたため、仮訳とともにご紹介する。W&B No. 201809CY の解説と併用してご確認ください。

本規定は全15条からなり、注目する点は第2条の対象訴訟事件、第4条の当事者の同意を条件とした訴訟内容の公開、第5、6条の訴訟手続きでのビデオ会議や巡回裁判、及び第12、13条の経過措置である。

なお、2019年1月1日付で最高人民法院内の「知

的財産法庭」は正式に設置された。また、庭長は羅東川、副庭長は、王闯、周翔、李劍の3名、他に最高人民法院裁判官が6名、北京市高級人民法院と知識産権法院から5名、元専利復審委員会から3名、上海市から2名、浙江省、江蘇省、廈門市、山東省、湖北省、湖南省、広州市から各1名で合計23名の裁判官が配属されている。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-137481.html>

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-137821.html>

(仮訳) 最高人民法院による知識産権法庭の若干問題に関する規定[法釈 2018]22 号

(2018 年 12 月 3 日最高人民法院審判委員会第 1756 回会議批准、2019 年 1 月 1 日より施行)

知的財産事件の裁判基準をさらに統一し、法に基づき各種市場主体の合法的権益を平等に保護し、知的財産権の司法保護レベルを強化し、科学技術イノベーションの法治環境を最適化し、イノベーション駆動による発展戦略を加速させるために、「中華人民共和国人民法院組織法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」、「全国人民代表大会常務委員会による特許等知的財産事件訴訟手続きに関する若干問題の決定」などの法律規定に基づき、裁判実務と組合せて、最高人民法院は知的財産権法院に関連する問題について、以下のように規定する。

第 1 条 最高人民法院は知識産権法庭を設置し、特許など専門的技術性が高い知的財産権の控訴事件(訳者注: 第一審判決に対する不服申立ての第二審)を主に審理させる。

知識産権法庭は最高人民法院から派生した常設裁判組織で、北京市に設置する。

知識産権法庭が作成した判決、裁定、調停書及び決定は、最高人民法院の判決、裁定、調停書及び決定である。

第 2 条 知識産権法庭は下記に掲げる事件を審理する:

(1) 高級人民法院、知識産権法院、中級人民法院が作成した発明特許、実用新案特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータプログラム、独占の第一審民事事件の判決や裁定に不服の上訴事件;

(2) 北京知識産権法院が発明特許、実用新案特許、意匠特許、植物新品種、集積回路配置設計の登録確認の第一審行政事件判決や裁定に不服の上訴事件;

(3) 高級人民法院、知識産権法院、中級人民法院が発明特許、実用新案特許、意匠特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータプログラム、独占の行政処罰など第一審行政事件の判決や裁定に不服の上訴事件;

(4) 本条第 1、2、3 項で言う第一審民事と行政事件で全

国での重大、複雑な事件;

(5) 本条第 1、2、3 項で言う第一審事件において既に法律効力が発生した判決、裁定、調停書に法に基づき再審請求、控訴、再審など裁判監督手続きが適用された事件;

(6) 本条第 1、2、3 項で言う第一審事件の管轄権争議、罰金、禁固決定に対する再審請求、審理延長請求などの事件;

(7) 最高人民法院は知識産権法庭が審理したその他の事件も認定しなければならない。

第 3 条 本規定第 2 条第 1、2、3 項で言う第一審事件の審理裁判所は、規定に従い速やかに知識産権法庭に紙書類と電子ファイルを移送しなければならない。

第 4 条 当事者の同意がある場合、知識産権法庭は電子訴訟プラットフォーム、中国裁判経過情報公開ネットワーク及びファックス、電子メールなどの電子的方法で訴訟書類、証拠資料及び裁判文書などを送達することができる。

第 5 条 知識産権法庭は、電子訴訟プラットフォームを通じて或いはネットワークビデオなどの方法により証拠交換、開廷前前会議などを召集することができる。

第 6 条 知識産権法庭は事件の情状に応じた実際の場所或いは原審人民法院の所在で事件を巡回審理することができる。

第 7 条 知識産権法庭が保全などの措置を取る場合、執行手続きに関連する規定に従って処理する。

第 8 条 知識産権法庭が審理した事件の立案情報、合議庭構成員、裁判経過、裁判文書などは当事者と社会に法に基づき公開され、同時に電子訴訟プラットフォーム、中国裁判経過情報公開ネットワーク検索することができる。

第 9 条 知識産権法庭の裁判官会議は裁判長、副裁判長及び若干のベテラン裁判官により組織され、重大、難題、複雑な事件などを議論する。

第 10 条 知識産権法庭は、関連する事件の裁判業務の調査を強化し、速やかに裁判基準と審理規則を纏め、下級人民法院の裁判業務で指導しなければならない。

第 11 条 知的財産権法院、中級人民法院による既に法律効力が発生した本規定第 2 条第 1、2、3 項による第

一審事件の判決、裁定、調停書について、省クラスの人民検察院が高級人民法院に控訴した場合、高級人民法院はそれを最高人民検察院法に通知し、最高人民法院に法に基づき提出するとともに、知識産権法は審理しなければならない。

第 12 条 本規定第 2 条第 1、2、3 項で言う第一審事件の判決、裁定或いは決定が 2019 年 1 月 1 日以前に作成され、当事者が法に基づき上訴或いは再審請求した場合、原審人民法院の一級上の人民法院で審理する。

第 13 条 本規定第 2 条第 1、2、3 項で言う既に法律効力が発生した第一審事件の判決、裁定、調停書が 2019 年 1 月 1 日以前に作成され、法に基づきそれに再審、控訴、再審申請した場合、「中華人民共和國民事訴訟

法」、「中華人民共和國行政訴訟法」の関連規定を適用する。

第 14 条 本規定施行前に特許、技術秘密、コンピュータプログラム、独占の第一審民事及び行政事件を受理した基層人民法院は上記事件を今後は受理しない。

基層人民法院は 2019 年 1 月 1 日において未審決の前項規定の事件について、当事者がその判決、裁定に不服で、法に基づき上訴する場合、その一級上の人民法院が審理する。

第 15 条 本規定は 2019 年 1 月 1 日より施行する。最高人民法院がこれまでに公布した司法解釈と本規定が一致しない場合、本規定に準じる。

■

【2】最高人民法院による知的財産権紛争での行為保全(仮差止)事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定 法釈[2018]21号(2018年12月13日公示、2019年1月1日施行)

本規定は、最高人民法院が知的財産権紛争での行為保全請求に関する司法解釈を決定したことは前号でその背景とともにご紹介したが、その全文が 2018 年 12 月 13 日に公示されたため、その仮訳及び注目点とともにご案内する。行為保全は、外国から導入された民事措置の一つであり、2012 年の民事訴訟法改正で訴訟前と訴訟中に分けて明確にされたもので、仮差止命令或いは差止仮処分命令と理解することができる。従って、ここでは以下「仮差止」という。

本規定は、全 21 条から以下の 4 つの面から整理することができる。

1. 手続き規則には、請求主体、管轄裁判所、請求書と記載事項、審査手続き、再審請求などが含まれる。特に、緊急状態での請求は、48 時間以内に決定することを規定している。
2. 実体的規則には、仮差止の必要性を検討する要素、仮差止措置の有効期限などが含まれる。特に、無審査登録の実用新案や意匠の特許権での評価書の必要性や回復不能の損害にいついて具体的な状況を規定している。
3. 被仮差止者保護規則には、仮差止申請における錯誤の認定やその錯誤による損害賠償の管轄権、また仮差止措置の解除について規定している。

4. 異なる種類の保全申請が同時にされた場合の処理規則では、仮差止、財産保全また証拠保全が同時請求された場合の合法性の判断や手続き費用の納付などについて規定している。

なお、仮差止の規定を定めるにあたり、以下の 3 つの原則が考慮されている。

- (1) 迅速かつ確実の原則。合法的な権益保護には迅速な対処が必要である一方、制度の悪用や誤った適用による不正な競争や公共の利益の保護のためにも適正な審査や客観的な責任分担を明確にするべきである。
- (2) 権利種別ごと施策の原則。対象となる知的財産権は、著作権、商標権、特許権、営業秘密など権利と条件が異なるため、「緊急の状況」、「知的財産権の安定度」、「回復不能の損害」、「知的財産権の種別や特性」など、それぞれ事実認定と慎重な仮差止命令を出すことで企業の正常な事業保護の有効な措置を採るべきである。
- (3) 予測と実現性の結合判断の原則。本件規定の作成では数多くの内外の事例を検討し論証して規定を明確にしているが、仮差止命令前の尋問や錯誤の場合の認定などが確実なものとするための必要な措置としている。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-135341.html>

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1619725426206706401&wfr=spider&for=pc>

（仮訳）最高人民法院による知的財産権紛争での行為保全（仮差止）事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定 法釈〔2018〕21号

（2018年11月26日の最高人民法院審判委員会第1755次会議批准、2019年1月1日より施行）

知的財産紛争での仮差止事件を正しく審査し、当事者の合法的權益を速やかに保護するために、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國特許法」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國著作權法」、「中華人民共和國著作權法」など関連法律規定を根拠に、審判と実際の執行業務を結び付けて、本規定を制定する。

第1条 本規定で言う知的財産権紛争とは、「民事訴訟事件に関する規定」における知的財産権と競争の紛争を指す。

第2条 知的財産権紛争の当事者が判決、裁定或いは仲裁の裁定が発効する前に、民事訴訟法第100条、第101条の規定に基づき行為の仮差止を請求する場合、人民法院は受理しなければならない。

知的財産権許諾契約の被許諾者が提訴前に知的財産権侵害行為の停止を請求する場合、独占的許諾契約の被許諾者は単独で人民法院に請求を提出することができる。排他的許諾契約の被許諾者は権利者が請求をしない場合、単独で請求を提出することができる。通常許諾契約の被許諾者は権利者から自己の名義で起訴をする明確な授權を受けることで、単独で請求することができる。

第3条 提訴前に仮差止の請求をする場合、被請求人の住所に応じた知的財産権紛争に管轄権を有する人民法院或いは、当該事件に管轄権を有する人民法院に提出しなければならない。

当事者は仲裁を約定した場合、前項に規定する人民法院に仮差止を請求しなければならない。

第4条 人民法院に仮差止を請求する場合、申請書及びその相応の証拠を提出しなければならない。申請書には下記に掲げる事項を明確に記載しなければならない

い：

- (1) 請求人と被請求人の身分、送達住所、連絡方法；
- (2) 請求の仮差止措置を実施する内容と期限；
- (3) 請求の根拠とするの事実、理由：被請求人の行為により、請求人の合法的權益が回復不能の損害を受ける或いは事件判決の執行難となるなど損害の具体的な説明を含む；
- (4) 仮差止のために提供する担保の財産情報或いは資産信用証明、或いは担保の提供が不要な理由；
- (5) その他の明記することが必要な事項。

第5条 人民法院は仮差止措置の裁定を下す前に、申請人と被申請人に者に尋問しなければならない。但し、緊急或いは尋問が仮差止措置の執行などに状況に影響を及ぼす場合は除く。

人民法院は仮差止措置を採る裁定を下す或いは請求を却下する場合、請求人、被請求人に裁定書を送達しなければならない。被請求人が裁定書の送達を受けて仮差止措置に対して影響を与える可能性がある場合、人民法院は仮差止措置後速やかに被請求人に裁定書を送達することができるが、遅くとも5日を超えてはならない。

当事者は仲裁手続き中に仮差止を請求する場合、仲裁機構は人民法院に申請書、仲裁事件受理通知書などの関連資料を提出しなければならない。人民法院は仮差止措置を採る裁定を下す或いは請求を却下する場合、裁定書を当事者に送達するとともに、仲裁機関に通知しなければならない。

第6条 以下に掲げる事情の1つがあり、直ちに仮差止措置を採らないと請求人の利益を損なわれる場合、民事訴訟法第100条、第101条の規定で言う「緊急な状況」と認定しなければならない：

- (1) 請求人の商業秘密が不法に開示される；
- (2) 請求人の発表権、プライバシー権などの個人の権利が直ちに侵害される；
- (3) 係争中の知的財産権が直ちに不法に処分される；
- (4) 請求人の知的財産権が展示販売会などの時効性が比較的強い場合で、侵害を既に或いはこれから受ける；
- (5) 時効性が比較的強い人気の高い放送番組で、侵害を既に或いはこれから受ける；

(6)その他に直ちに仮差止措置を講じなければならない事情がある。

第 7 条 人民法院は仮差止申請を審査する場合、以下に掲げる要素を総合的に勘案しなければならない：

(1)請求人の申立に事実依拠と法律根拠があるかどうか、保護を求める知的財産権の効力が安定しているかどうかを含む；

(2)仮差止措置を講じないことで請求人の合法的な權益に回復不能の損害或いは事件裁決の執行などの損害が生じるか；

(3)仮差止措置を講じないことで請求人に生じる損害が仮差止措置を講じた場合を上回るかどうか；

(4)仮差止措置を講じることが社会の公共利益を損なうかどうか；

(5)その他勘案しなければならない要素。

第 8 条 人民法院は請求人が保護を求めて請求した知的財産権の効力が安定しているかどうかを審査判断する場合、以下に掲げる要素を総合的に勘案しなければならない：

(1)係る権利の種類或いは特徴は何か；

(2)係る権利が実体審査を経ているかどうか；

(3)係る権利が無効宣言或いは取消手続き中で、無効或いは取消される可能性はどうか；

(4)係る権利に争議が存在しているか；

(5)その他の係る権利の効力に不安定な要因が生じる可能性があるか。

第 9 条 請求人は実用新案或いは意匠特許権に基づいて仮差止する場合、國務院特許行政部門が作成した検索報告、特許権評価報告或いは専利復審委員会による当該特許権の有効性を維持する決定を提出しなければならない。請求人が正当な理由なく提出しない場合、人民法院はその請求を却下する裁定を下さなければならない。

第 10 条 知的財産権と不正競争紛争での仮差止事件において、以下に掲げる情状の 1 つがある場合、民事訴訟法第 101 条の規定の「回復不能の損害(訳者注: 難以彌補的損害、Irreparable damage)」に属すると認定しなければならない：

(1)被請求人の行為が請求人の享有するの商業上の名

誉或いは発表権、プライバシー権など個人の権利を侵害するとともに回復不能の損害を生じさせることになる；

(2)被請求人の行為により権利侵害行為の制御が難しくなるとともに申請人の損害を著しく増加させることになる；

(3)被請求人の侵害行為により申請人の関連市場シェアは明らかに減少させることになる；

(4)請求人に対してその他の回復不能の損害を生じさせる。

第 11 条 請求人は仮差止を請求する場合、法に基づき担保を提供しなければならない。

請求人が提供する担保額は、被請求人が仮差止措置の執行で被害を受ける損失に相当しなければならず、これには権利侵害行為を停止した製品の販売収益、保管費用などの合理的損失が含まれる。

仮差止措置手続きの執行中に、被申請人が被害を受けた損失が申請者の担保額を超えた場合、人民法院は申請人に相応の担保の追加を命じることができる。請求人が追加を拒否する場合、仮差止措置の解除或いは部分的解除を裁定することができる。

第 12 条 人民法院は仮差止措置を採る場合、一般的に被申請人の担保提供により解しない、但し、申請人の同意がある場合を除く。

第 13 条 人民法院は仮差止措置を採る場合、申請人の請求或いは事件の具体的状況などの要素に基づき仮差止措置期限を合理的に確定しなければならない。

知的財産権侵害行為の効力を停止する裁定を下す場合、一般的に事件の裁判が開始される時まで維持しなければならない。

人民法院は請求人の請求、追加担保など状況に基づき、仮差止措置を継続する裁定を下すことができる。請求人は仮差止措置の続行を請求する場合、期限満了前 7 日以内に提出しなければならない。

第 14 条 当事者が仮差止の裁定に不服で再審の請求した場合、人民法院は再審請求の受領後 10 日以内に審査並びに裁定を下さなければならない。

第 15 条 人民法院は仮差止の方法及び措置を採る場合、執行手続きに関連する規定に従って処理する。

第 16 条 以下に掲げる事情の 1 つがある場合、民事訴

訟法第 105 の規定の「申請に錯誤がある」に属すると認定しなければならない：

(1) 請求人が仮差止措置後 30 日以内に法に基づき提訴或いは仲裁を請求しない場合；

(2) 仮差止措置を請求し保護を求めめる知的財産権が無効宣告を受けたなどの理由で初めから適当でない場合；

(3) 被請求人に知的財産権の侵害や不正競争の停止が申請され場合、但し、裁判で権利侵害或いは不正競争を構成しないと認定された場合を除く；

(4) その他請求に錯誤がある場合。

第 17 条 当事者が仮差止措置の解除を請求し、人民法院が請求を受領後、審査を経て「最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈」の第 166 条に規定する情況に付合する場合、5 日以内に裁定を解除しなければならない。

請求人は仮差止の請求の撤回或いは仮差止措置の解除を請求する場合、その結果として民事訴訟法第 105 条に規定される賠償責任を免除される。

第 18 条 被請求人は民事訴訟法第 105 の規定に基づ

き賠償訴訟を提起し、請求人が訴訟前の仮差止を請求し、起訴或いは当事者の仲裁の約定もない場合、仮差止措置を採った人民法院が管轄する。請求人が既に起訴している場合、起訴を受理した人民法院が管轄する。第 19 条 申請人は、仮差止と、財産仮差止或いは証拠仮差止を同時に請求した場合、人民法院は法に基づきそれぞれ異なる種類の仮差止請求が条件に合致するか否かを審査するとともに、裁定を下さなければならない。

被請求人による財産の移転や証拠の隠滅など行為を避けるための仮差止目的が実現できない場合、人民法院は事件の具体的な情況により異なる種類の仮差止措置の執行順序を決定することができる。

第 20 条 請求人は仮差止を請求する場合、「訴訟費用納付弁法」の仮差止措置実施請求に関する規定に基づき、申請費を納付しなければならない。

第 21 条 本規定は 2019 年 1 月 1 日より施行する。最高人民法院がこれまでに公布した関連司法解釈と本規定が一致しない場合、本規定に準じる。

【3】中国商標役務分類表の 2019 年改正内容(2018 年 12 月 25 日公示、2019 年 1 月 1 日適用)

国家知識産権局商標局は 2018 年 12 月 25 日付、2019 年 1 月 1 日より改正する第 11 版ニース分類の商品及び役務を公示したので、追加及び移動した商品及び役務を仮訳でご紹介する。全文訳は準備中ですので、ご希望の方はご連絡ください。

追加分は比較的多くはないが、各区分に含まれる或いは含まれない商品の見直しがなされた区分は、9, 11, 13, 14, 15, 19, 23, 25, 26, 27, 29, 30, 32, 33, 及び 34 と比較的多く影響があるため、この機会に見直しをされることをお勧めする。なお、ドローンや電動ボード、ロボットスーツ、最近の電気製品やゲームなども追加されている。

参考サイトは下記の通り。

http://sbj.saic.gov.cn/tzgg/201812/t20181225_27903

4.html

ニース分類第 11 版準拠中国商品役務分類表

2019 年 1 月変更内容

区分	類似群	追加内容
1	0104	(六)010610 未加工プラスチック製ろ過材【 0108(一)から移動】 注：未加工プラスチック製ろ過材は第 11 版以前の版の 0108(一)のろ過材(未加工プラスチック)とクロスサーチする。
	0105	010719 穀物植物病害予防化学製剤
	0108	(一)010718 医薬剤用カプセル製造用のデンドリマー(ポリマー樹脂)
2	0204	(一)020132 プリンター及びコピー機用トナー、020133 プリンター及びコピー機用トナーカートリッジ
	0205	020131 落書き防止用塗料(ペイント)
3	0301	030251 乳児用ウェットティッシュに含ま

3		せた洗淨剤 注 11.: 乳児用ウェットティッシュに含ませた洗淨剤は 0506(一)の消毒用ペーパータオルと類似する。
	0305	注:精油からなる飲料用香料は第 11 版及び及びそれ以前の版の 3202 飲料用香精油とクロスサーチする。
	0306	030252 バスマ(化粧用染料)、030253 化粧用ジェル状アイパッチ、030254 爪研磨材
5	0501	(一)050487 医薬剤用デンドリマー製カプセル、050489 注射可能な皮膚用充填剤、050490 腕輪に含ませた虫除け剤
	0505	050488 穀物植物病害治療化学製剤
6	0603	060482 金属製折畳み式扉、060483 暖炉用金属製格子
	0607	注 2.: 金属製リングは 0608 類似群の銅製リング、金属製ドアノッカーは類似する。
	0608	注 4.: 銅製リング、金属製ドアノッカーは 0607 類似群の金属製リングと類似する。
7	0705	070580 産業用インクジェットプリンター 注 2.: 類似群を超えて保護する商品「産業用インクジェットプリンター(0705 と 0716 の類似群)」。
	0716	070580 産業用インクジェットプリンター 注 2.: 類似群を超えて保護する商品「産業用インクジェットプリンター(0705 と 0716 の類似群)」。
	0734	070583 移動式クレーン
	0749	(一)070579 ガソリンスタンド用水素供給ポンプ
	0752	070581 スチームモップ
	0753	(三)070582 外骨格型ロボットスーツ(医療用のものを除く。)
8	0806	080288 無菌のボディピアス用穴あけ器、080289 レーザー脱毛器具(医療用

		のものを除く。)
	0807	080290 安全ハンマー
	0810	080287 ミートクロー
9	0901	090810 プリンター及びコピー機用トナーカートリッジ(未充填のもの)、090814 プロジェクションキーボード、090819 データグローブ、090820トラックボール(コンピュータ周辺機器)、090821 携帯電話用のダウンロード可能なエモティコン(絵文字)、090829 ダウンロード可能なコンピュータ用ゲームソフトウェア、090831 ノートブック型コンピュータ専用スタンド 注 6.: 類似群を超えて保護する商品「090810 プリンター及びコピー機用トナーカートリッジ(未充填のもの)(0901 と 0903 の類似群)」。
	0903	090810 プリンター及びコピー機用トナーカートリッジ(未充填のもの) 注 3.: 類似群を超えて保護する商品「090810 プリンター及びコピー機用トナーカートリッジ(未充填のもの)(0901 と 0903 の類似群)」。
	0906	090830 救助用の信号灯(火薬類又は火工品に属するものを除く。)
	0908	090811 ワウワウペダル、090818 ヘッドホーン用イヤープッド
	0910	(一)090812 高さ計測器 (三)090817 ナノ粒子サイズ分析器 (四)090813 ヘアスタイルリング練習用マネキンヘッド(教育機器)、090827 測定用スポイト(医療用のもの及び家庭用のものを除く。) 注 6.: 風速計は第 11 版及びそれ以前の版の 0910 類似群の(三)の風速計(風速表)とクロスサーチする。
	0913	(三)090825 有機発光ダイオード(OLED)、090826 量子ドット発光ダイオード(QLLED)

9		(四)090238 サーモスタット【0910 類似群(三)から移動】、090823 デジタルサーモスタット、090824 圧電センサー、090828 電源コンセント 注 5.: サーモスタット、デジタルサーモスタットは第 11 版及びそれ以前の版の 0910 類似群のサーモスタット(恒温器)とクロスサーチする。	12	1202	120312 クレーン付きトラック、120320 車両用ボンネットピン
	0919	090815 救命毛布、090816 救命ポート、090832 安全のために頭に被るヘッドギア		1204	(一)120318 自動平衡機能付きボード、120319 自動平衡機能付き電動式一輪車
10	1001	100267 コレステロール値測定器、100270 治療用フェイシャルマスク、100273 血糖測定器	13	1206	120311 ペット用手押し車(カート)
	1003	100274 医療用硬化ランプ		1209	120313 配達用ドローン、120314 小型リモコン撮影ドローン、120315 回転翼機、120316 ヘリコプター
	1004	100265 指圧バンド、100268 患者診察用のガウン、100269 生体磁気リング、100272 丸薬用クラッシャー 注 8.: 生体磁気リングは第 11 版及びそれ以前の版の 1403 類似群の磁気ジュエリー(磁療首飾)とクロスサーチする。	1301	130080 救助用の照明弾(火薬類又は火工品のもの。)	
	1005	100266 クリップ付き乳児用おしゃぶり、100271 乳児用の歯茎のマッサージャー	14	1401	C140014 スポンジパラジウム【1 類 0101 類似群(二)から移動】 注: パラジウム、スポンジパラジウムは第 11 版及びそれ以前の版の 0101 類似群(二)のスポンジパラジウムとクロスサーチする。
	1007	100264 医療用外骨格型ロボットスーツ		1403	140181 伸縮キーリング、140181 伸縮キーホルダー、140182 帽子用装飾ピン
11	1101	(一)110367 フロアランプ (四)110360 硬化ランプ(医療用のものを除く。) 注 6.: 本類似群の(三)の紫外線ランプ(医療用のものを除く。)は(四)の硬化ランプ(医療用のものを除く。)と類似する。	15	1502	150003 楽器用リード、150095 楽器用マレット
	1104	(一)110353 石油ストーブ用芯、110363 電気式食品脱水機、110365USB 保温コースター、110366 電気式クスクス調理器具、110368 電気式タジン鍋	16	1603	160391 掃除用ペーパータオル
	1105	110359 医療目的貯蔵用冷蔵庫、冷却装置と冷凍庫		1605	(一)160390 紙製手荷物預かり証、160016 葉巻たばこ用リングラベル【(二)から移動】 注 8.: 葉巻たばこ用リングラベルは第 11 版及びそれ以前の版の 1605 類似群(一)の葉巻たばこ用リング帯とクロスサーチする。
	1108	(二)110361 水耕栽培システム	1609	160386 食品及び飲料の装飾用ステシル	
	1111	110364USB ハンドウォーマー	1611	160101 書類トレイ【1605 類似群から移動】、160387 名札(事務用品)、160389 グリッターパウダー(文房具用(ラメパウダー)) 注 7.: 書類トレイは第 11 版及びそれ以前の版の 1605 類似群(一)の書類トレイとクロスサーチする。	
			1618	160161 フレーム付きメモ用紙(文房	

		具)、160388 熱転写リボン			2510	250099 指なし手袋
17	1703	(一)170124 半加工プラスチックフィルム製ろ過材、1701253D プリンター用フィラメント(プラスチック糸)	26	2602	260143 帽子用ピン(装飾用でないもの)	
18	1801	180141 人工皮革	27	2703	270021 畳	
19	1909	(一)190264 折畳み式扉(金属製でないもの。)		2704	270022 織物製壁紙	
20	2001	200337 乳幼児用浴室用椅子、200338 膝机、200339 持ち運びできる机	28	2801	(一)280214 ビデオゲーム機器、280256 ビデオゲーム用手持ち式ユニット	
	2014	200335 ドアクローザー(金属製及び電気式のものを除く。)、200335 扉用ばね(金属製及び電気式のものを除く。)、200336 引き戸用レール(金属製のものを除く。)		2802	280244 ブーメラン、280249 水泳プール用空気注入式ゲームおもちゃ、280254 ゲーム用テント	
21	2101	210398 家庭用スポット、210399 クラス調理器具(電気式のものを除く。)、210400 タジン鍋(電気式のものを除く。)、210401 卵黄分離器、210402 再利用可能なシリコン製フードカバー、210405 ポーチドエッグ用容器、210408 手動式パスタ製造器		2803	280245 ゲーム用トレーディングカード	
	2106	(二)210406 アロマオイルディフューザー(リードディフューザー状のものを除く。)、210407 アロマオイル拡散用皿		2805	280246 ウェストを引き締めるためのエクササイズ用ベルト	
	2110	210397 化粧用スポット		2807	(一)280250 クロスカントリーローラースキー、280251 スキースtock、280252 クロスカントリーローラースキー用stock、280253 ヨガ用ぶらんこ	
	2112	210404 ワイパー(清掃器具)	2809	(一)280205 水泳用ビート板【2807 類似群(一)より移動】、280247 ダイビング用フィン、280248 水泳用水かきグローブ 注 3.: 水泳用ビート板は第 11 版及びそれ以前の版の 2807 類似群(一)の水泳用ビート板とクロスサーチする。		
	2114	(一)210403 動物の毛繕い用グローブ	32	3202	320009 飲料を作るための原液	
22	2202	(五)220117 覆い付き小型キャンプテント	34	3404	340044 喫煙ライター用の芯	
	2203	(一)220116 おむつ保管用の専用布袋	35	3502	350156 メディア関連、350159 事業の紹介	
24	2406	240128 寝袋防水カバー		3506	350158 共同作業施設でオフィス機器の貸与	
	2407	(一)240129 ピクニック用マット 注 4.: ピクニック用マットは第 11 版及びそれ以前の版の 2703 類似群のピクニック用マットとクローザー。	36	3602	360121 石油、ガス、鉱業の開発資金の金融・財務評価、360122 金融・財務の研究	
25	2501	250184 刺しゅう入りの被服	37	3704	370149 除雪	
	2507	250185 靴用ヒールプロテクター		3706	(一)370148 洪水防止設備の設置工事及び修理、370150 インクカートリッジの再充填	
	2508	250186 つばのある帽子(頭に着用するもの、キャップ)	39	3901	(一)390117 オンラインを応用した旅客輸送手配	

39	3903	390115 自動販売機の商品補充	4210	420252	石油、ガス及び鉱業分野における探査	
	3906	390116 手荷物預かり		4212	類似群名称変更:生物学、医学研究及びのサービスの提供	
	3910	390027 荷物の配達【3901 類似群から移動】 注: 荷物の配達、通信販売貨物の配達は第 11 版及びそれ以前の版の 3901 類似群(一)の荷物の配達とクロスサーチする。			420257 医学研究 注 2.:医学研究は第 11 版及びそれ以前の版の 4209 類似群の医学研究受託とクロスサーチする。	
40	4008	400128 ビールの受託醸造、400129 パンの受託製造	4217		420254 建築分野での研究	
	4015	4001273D 受託印刷	4220	420249 コンピュータプラットフォームの開発		
41	4101	410218 技術教育(トレーニング)、410221 無人運転のユーザー資格の教育評価	4227	420250 名刺デザイン設計、420258 広告宣伝資料のグラフィックデザイン設計		
	4105	(一)410217 映画の上映、410222 イベントに音響エンジニアリング、410223 イベントにビデオ編集、410224 イベントに照明技術、410225 映画の監督(広告映画を除く。) (三)410220 柔道のトレーニング		43	4301 430197 食品デコレーション、430198 ケーキデコレーション、430199 食事療法の情報とコンサルテーション、430200 プライベートシェフ	
42	4209	類似群名称変更:科学技術研究及びサービスの提供 (一)420251 自然災害分野における科学技術研究、420253 パテントマップに関する科学技術研究、420255 電気通信技術の分野における研究、420256 溶接分野での研究	44		(一)440224 アニマルセラピー、440225 診断及び治療目的で医療機関により提供される医療分析、440226 医療スクリーニング	
				4403	440223 蜂箱の貸与	
				4404	440222 園芸維持用動物貸与	
			45	4506	450239 パテントマップに関する法律コンサルテーション、450240 裁判弁護	

■

コメントは個人の見解であり事務所の統一の見解でないことにご理解ください。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

